平成２３年（フ）第１６９号
山口県下関市長府満珠町49番５号
債務者　大石千枝子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１８３号
山口県下関市本町２丁目９番28―203号
債務者　引地　広美
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１７４号
徳島県板野郡藍住町乙瀬字青木13番地19、旧住所徳島県板野郡藍住町乙瀬字青木104番地９
債務者　山戸　美香
1　決定年月日時　平成23年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５６号
愛媛県宇和島市長堀１丁目１番35―１号
債務者　吉田　弘美
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第５８号
愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲71番地
債務者　西之谷陸男
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第２９０号
福岡県久留米市南２丁目３番６―１号
債務者　三木　和夫
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第７３６号
北九州市若松区畠田２丁目４番６号
債務者　伊藤　千恵
1　決定年月日時　平成23年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３４５号
大分市大字旦野原380番地の55
債務者　廣瀬　昌夫
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３４９号
大分市三佐３丁目９番30号
債務者　奥　　純子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１５０号
宮崎県都城市志比田町11043番地ドリームヒルＡ棟
債務者　福岡かおり
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１５４号
宮崎県都城市郡元町3260番地217
債務者　栗須きみ子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１５５号
宮崎県都城市上東町23街区20号　野辺コーポＡ―102、前住所宮崎県都城市横市町6474番地４
債務者　田水　千聖（旧姓宮脇）
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１５７号
宮崎県東臼杵郡門川町栄ケ丘１丁目１番地町営住宅205号
債務者　松井　福美
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１０６号
鹿児島県霧島市隼人町真孝1026番地
債務者　星原　千春
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第１５３号
鹿児島県曽於郡大崎町菱田2817番地１
債務者　杤山新一郎
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
沖縄県国頭郡恩納村字仲泊1411番地22　マンションブリーズベイ203号
債務者　大原　竜作
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第５２号
沖縄県名護市大西３丁目19番48―201号　宮城ハイツ
債務者　富原　守和
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
那覇地方裁判所名護支部